

京都市職員共済組合公告第11号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成21年3月27日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

第32条第2号中「。以下「公益的法人等派遣法」という。」を削る。

第34条中「第53条第10号の2」を「第53条第1項第10号の2」に改める。

第35条中「1,000分の1.7」を「1,000分の1.69375」に、「1,000分の1.36」を「1,000分の1.355」に改める。

第37条の2中「平成20年度」を「平成21年度」に、「2,151円」を「2,542円」に改める。

附則第2項中「1,000分の1.36」を「1,000分の1.355」に改める。

附則第3項中「附則第9条の5」を「附則第9条の4」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成21年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(総務局人事部厚生課)